

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改正案	現行
<p>三十三 自動二輪車用着衣型エアバッグ（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下このイにおいて同じ。）の量が〇・一八八グラム以下（二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合にあつては、当該装置内の火薬の量がそれぞれ〇・三二グラム以下）であること。 ロ ホ （略） 三十四 （略）</p>	<p>三十三 自動二輪車用着衣型エアバッグ（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下このイにおいて同じ。）の量が〇・一八八グラム以下であること。ただし、二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合には、圧力容器封板開放装置内の火薬の量がそれぞれ〇・一八八グラム以下であること。 ロ ホ （略） 三十四 （略）</p>